

墓地経営許可申請に必要な書類（法人墓地）※新規の場合

1. 事前協議時に提出する書類（条例第 11 条関係）

- (1)墓地等（経営・変更）計画協議書（様式第 10 号）
- (2)標識の案
- (3)近隣住民等への説明会開催通知文の案
- (4)墓地等の区域の境界線からの水平距離が 200 メートル以内の区域の見取図(周辺区域に公園、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、社会福祉施設等がある場合にあつてはこれらの施設の位置及びこれらの施設から墓地等の区域の境界線までの水平距離を示したもの)
- (5)墓地等の区域の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)及び不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 14 条第 1 項の地図又は同条第 4 項の地図に準ずる図面の写し
- (6)図面
 - ①造園計画図
 - ②管理棟の配置平面図及び立面図
- (7)その他書類
 - ①墓地等の管理運営に関する規則等の写し
 - ②墓地等の経営に係る収入及び支出を記載した 10 年間の収支予算書
 - ③財務目録、資金計画書、貸借対照表及び収支計算書等財務に関する書類
 - ④墓地等の経営管理のための組織体制、維持管理の方法、利用方法等に関する経営計画書
 - ⑤墓地等の需要の予測を示した書類
 - ⑥墓地等の用地の取得、造成等に関する資金計画書及び見積書
 - ⑦墓地の使用希望者数が確認できる書類
 - ⑧墓地の使用契約約款その他これに類するもの

※宗教学法人又は公益法人の場合にあつては、次に掲げる書類

- ①宗教学法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 12 条第 1 項に規定する規則の写し又は公益法人の定款の写し
- ②法人の登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）

※認可地縁団体の場合にあつては、次に掲げる書類

- ①地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けたこと証する書類
- ②認可地縁団体の規約の写し

2. 標識の設置後に提出する書類（条例第 12 条関係）

- (1)標識設置届出書（様式第 13 号）
- (2)標識の設置場所を明示した図面
- (3)標識の設置状況及び記載内容がわかる写真

墓地経営許可申請に必要な書類（法人墓地）※新規の場合

3. 説明会の開催前に提出する書類（条例第 13 条関係） ※10 日前までに提出

- (1)説明会開催前届出書（様式第 14 号）

4. 説明会の開催後に提出する書類（条例第 13 条関係）

- (1)説明会等実施概要書（様式第 15 号）
- (2)説明会で使用した資料
- (3)説明会の開催について通知した書面
- (4)説明会の開催について通知した書面の配布状況、説明会への出欠状況及び個別の説明状況等をまとめた近隣住民等の名簿

5. 近隣住民等との協議後に提出する書類（条例第 14 条関係）

- (1)協議結果報告書（様式第 17 号）

6. 申請時に提出する書類（条例第 4 条関係）

- (1)墓地等経営許可申請書（様式第 1 号）
- (2)墓地等の区域の境界線からの水平距離が 200 メートル以内の区域の見取図(周辺区域に公園、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、社会福祉施設等がある場合にあってはこれらの施設の位置及びこれらの施設から墓地等の区域の境界線までの水平距離を示したもの)
- (3)墓地等の区域の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)及び不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 14 条第 1 項の地図又は同条第 4 項の地図に準ずる図面の写し
- (4)申請地の現況写真
- (5)申請理由を記載した書類
- (6)地目が農地の場合、農業委員会の意見書の写し
- (7)他の法令等による必要な許可等の書類
- (8)図面
 - ①造園計画図
 - ②管理棟(管理事務所を有する建築物)の配置平面図及び立面図
- (9)その他書類
 - ①墓地等の管理運営に関する規則等の写し
 - ②墓地等の経営に係る収入及び支出を記載した 10 年間の収支予算書
 - ③財務目録、資金計画書、貸借対照表及び収支計算書等財務に関する書類
 - ④墓地等の経営管理のための組織体制、維持管理の方法、利用方法等に関する経営計画書
 - ⑤墓地等の需要の予測を示した書類
 - ⑥墓地等の用地の取得、造成等に関する資金計画書及び見積書

墓地経営許可申請に必要な書類（法人墓地）※新規の場合

⑦墓地の使用希望者数が確認できる書類

⑧墓地の使用契約約款その他これに類するもの

※宗教法人又は公益法人の場合にあっては、次に掲げる書類

①宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 12 条第 1 項に規定する規則の写し又は公益法人の定款の写し

②法人の登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）

※認可地縁団体の場合にあっては、次に掲げる書類

①地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けたこと証する書類

②認可地縁団体の規約の写し

(10)市長が必要と認める書類

7. 工事着手時に提出する書類（条例第 16 条関係）

(1)工事着手届出書（様式第 18 号）

8. 工事完了後に提出する書類（条例第 17 条関係）

(1)工事完了届出書（様式第 19 号）

(2)完成した墓地等の写真

(3)当該墓地等の使用料金等を定めた書類

9. 管理者設置(変更)時に提出する書類（法第 12 条関係）

(1)管理者設置(変更)届出書（様式第 21 号）

10. 許可事項の変更時に提出する書類（条例第 18 条関係）

(1)許可事項変更届出書（様式第 22 号）

(2)前経営者が交付を受けた墓地等経営許可証

(3)変更内容を証する書類